

平成23年9月29日
在チェコ日本国大使館
経済班
領事班

長期滞在ビザ取得等における扶養家族の旅行医療保険加入義務の免除について

当地における外国人は、外国人滞在法第180条により、チェコの長期滞在ビザの取得等にあたり、旅行医療保険への加入が義務付けられているところです¹。

しかしながら、今般、チェコ政府当局と協議した結果、日本からチェコに派遣されて一時的に就労する被用者等（以下「一時派遣被用者等」という。）の扶養家族については、当館が発行する日本の健康保険証²のチェコ語による抜粋翻訳証明書を日・チェコ社会保障協定の適用証明書に添付して提出することにより、旅行医療保険への加入が免除されることとなりました。

この措置は、世界各国のチェコ在外公館及びチェコ国内の内務省地方支局で平成23年10月1日より取り扱われ、初回の長期滞在ビザ取得時のみならず、2回目以降の更新時や居住許可証の取得時にも適用されることになっています。

他方、これに伴い、これまで一時派遣被用者等の扶養家族に対して行われてきた暫定措置³は終了となります。

当館における日本の健康保険証の抜粋翻訳証明書の発行は平成23年9月30日より行いますので、下記にご留意の上、領事部窓口にて申請願います。なお、当館からはチェコ居住者以外には抜粋翻訳証明書を発行できませんので、あらかじめご了承願います。

記

1. 抜粋翻訳証明の申請には扶養家族ご本人による来館が必要⁴です。（委任状による代理申請や郵送による申請はできません。）
2. 申請に当たっては、①有効な旅券、②日本の健康保険証の原本及び③一時派遣被用者等ご本人の社会保障協定の適用証明書をご用意下さい。
3. 発行には手数料が1通450コルナかかります。（家族全員の氏名が記載されている紙方式の健康保険証をお持ちの場合もビザ取得が必要な家族人数分の翻訳証明書の作成が必要ですのであらかじめご了承願います。）

¹ 一時派遣被用者等ご本人は、日・チェコ社会保障協定に基づく適用証明書の提示により当該義務が免除されています。

² ここでいう健康保険証とは組合管掌健康保険、全国健康保険協会管掌保険（旧政管健保）、国民健康保険、共済組合、船員保険及び後期高齢者医療制度などのいわゆる公的医療保険の健康保険証です。

³ 暫定措置とは旅行医療保険加入証明書なしで長期滞在ビザの申請等が受け付けられるとともに、不法滞在とならないよう特別な証明書（bridge sticker）が発給されてきたものです。チェコ内務省によれば、この特別証明書は暫定措置終了後も同証明書に記載されている期間内は有効であり、既に特別証明書をお持ちの方は、当初の長期滞在ビザ等の取得申請が有効であることから、追加書類として適用証明書及び当館発行の抜粋翻訳証明書のみを提出すればよく、改めて申請をする必要はないとのことです。

⁴ お子様については、保護者（扶養家族ご本人）の方が申請する場合に限り、来館を要しないこととさせていただきます。この場合、委任状も必要ありません。